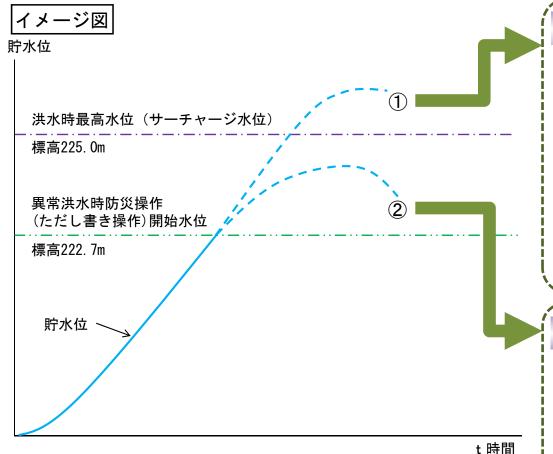
Q2)異常洪水時防災操作(ただし書き操作)について

異常洪水時防災操作(ただし書き操作)とは?

洪水調節を行っている場合において、更に洪水時最高水位(サーチャージ水位)を超える予測の場合に、 ダムからの放流量を流入量まで徐々に増加させる操作が行われます。このような操作を「異常洪水時防災 操作(ただし書き操作)」と呼びます。

ただし書き操作は、貯水位がただし書き操作開始水位に達した後に実施します。

なお、ただし書き操作開始水位は、関係者(国、県、阿南市、那賀町、利水者、地元)との協議を経て 決定しています。



①洪水時最高水位を超える予測の場合 (サーチャージ水位)



「異常洪水時防災操作」開始 (ただし書き操作)

ダムからの放流量を流入量まで徐々に増加させる 操作に移行(ダムのない状態に近づける)

②洪水時最高水位を超えない予測の場合 (サーチャージ水位)



引き続き洪水調節を実施

Q2)異常洪水時防災操作(ただし書き操作)について

イメージ図 異常洪水時防災操作(ただし書き操作)



